

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○ 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（防音工事の対象となる施設）</p> <p>第七条 法第三条第二項第三号の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所、同法第四十二条に規定する障害児入所施設、同法第四十三条に規定する児童発達支援センター、同法第四十四条に規定する児童自立支援施設又は同法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業、同条第十項に規定する小規模保育事業若しくは同条第十二項に規定する事業所内保育事業を行う施設</p> <p>四〇九 （略）</p> <p>（民生安定施設の範囲及び補助の割合）</p> <p>第十二条 法第八条の規定による補助に係る施設は、次の表の第二欄に掲げる施設とし、これらの施設に係る補助の割合は、同表の第三欄に掲げる割合の範囲内で防衛大臣が定める割合とする。</p>	<p>（防音工事の対象となる施設）</p> <p>第七条 法第三条第二項第三号の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十条の第二項に規定することも家庭センター（母子保健法（昭和四十年法律第四十一号）第二十二条第一項第一号から第四号までに掲げる事業を行う施設に限る。）、児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所、同法第四十二条に規定する障害児入所施設、同法第四十三条に規定する児童発達支援センター、同法第四十四条に規定する児童自立支援施設又は同法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業、同条第十項に規定する小規模保育事業若しくは同条第十二項に規定する事業所内保育事業を行う施設</p> <p>四〇九 （略）</p> <p>（民生安定施設の範囲及び補助の割合）</p> <p>第十二条 法第八条の規定による補助に係る施設は、次の表の第二欄に掲げる施設とし、これらの施設に係る補助の割合は、同表の第三欄に掲げる割合の範囲内で防衛大臣が定める割合とする。</p>

五	四	(削る)	三	一・二	項
老人福祉法第二十条の二の二に規定する老人デイサービスセンター、同法第二十条の四に規定する養護老人ホーム、同法第二十条の五に規定す	(略)	(削る)	児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業の用に供する施設、同法第十条の二第二項に規定することも家庭センター、同法第四十一条に規定する児童養護施設又は同法第四十四条に規定する児童自立支援施設	(略)	補助に係る施設
・五 十分の七	(略)	(削る)	・五 十分の七	(略)	補助の割合

六	五	四	三	一・二	項
老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホーム、同法第二十条の六に規定する軽費老人ホーム又は同法第二十条の七に規定する老人福祉セ	(略)	保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)第二十一条第三号に規定する看護師養成所又は同法第二十二条第二号に規定する准看護師養成所	児童福祉法第四十一条に規定する児童養護施設	(略)	補助に係る施設
・五 十分の七	(略)	・五 十分の七	・五 十分の七	(略)	補助の割合

八 十 四	七	六	
(略)	一般住民の学習、保育、休養又は集 会の用に供するための施設(学校(幼 保連携型認定こども園並びに学校 教育法第一条に規定する幼稚園及び 特別支援学校(幼稚園に限る。))を 除く。)の施設を除く。)	介護保険法(平成九年法律第二百十 三号)第八条第二十八項に規定する 介護老人保健施設	特別養護老人ホーム、同法第二十 条の六に規定する軽費老人ホーム、 同法第二十条の七に規定する老人福 祉センター又は同法第二十条の七の 二第一項に規定する老人介護支援セ ンター
(略)	十分の七 ・五	十分の七 ・五	

八 十 四	七	(新設)	
(略)	一般住民の学習、保育、休養又は集 会の用に供するための施設(学校(幼 保連携型認定こども園を除く。)) の施設を除く。)	(新設)	ンター
(略)	十分の七 ・五	(新設)	